

留意事項

1. かかりつけ薬局は、原則1箇所です。特に理由がない限り、福祉事務所に届出した「かかりつけ薬局」を利用してください。
2. この証は、大切に保管してください。
3. 調剤の給付を受ける場合は、必ずこの証をかかりつけ薬局に提示してください。
4. お薬手帳をお持ちの方は、この証と一緒にかかりつけ薬局に提示してください。
5. かかりつけ薬局を変更する場合は、福祉事務所に届出してください。この証に変更したかかりつけ薬局を記載いたします。
6. 生活保護を受給しなくなったときには、直ちにこの証を福祉事務所に返してください。

例外規定

- ① かかりつけ薬局の営業時間外などに、緊急に薬剤が必要となった場合
- ② 修学旅行などやむを得ず遠方で処方を受けた場合
- ③ 特殊な薬剤を必要とする場合
- ④ 福祉事務所に認めた場合

※上記の内容によりかかりつけ薬局以外を利用した(する)場合は、福祉事務所に連絡(相談)してください。

かかりつけ薬局確認証

この証をかかりつけ薬局
に提示してください。



東大阪市

あなたの情報

世帯番号

氏 名

生年月日

あなたのかかりつけ薬局

(調剤薬局コード: _____)

登録年月日:

過去のかかりつけ薬局履歴

(薬局名)

(期間)

~

~

~

~

~

~

相談窓口

東大阪市 福祉事務所保護係

〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇